

会議報告書

令和 8 年度 第 1 回 琴浦町環境審議会

日時	令和 8 年（2026 年）7 月 8 日（水） 13:30～
場所	琴浦町役場 本庁舎 2 階 第 1 会議室
出席者	【委員】 福田会長、田中副会長、石亀、倉光、中村、西村、三浦、安岡、山本ほか環境審議会委員（7 名） 【オブザーバー】 鳥取県中部総合事務所環境・循環推進課長、東伯農業改良普及所長、琴浦町農林水産課長 【事務局】 町民生活課 小椋課長、鈴木
議題	(1) 報告事項 (2) 協議事項 ① 環境基本計画の年次報告書（案）〔資料 1〕 ア 「AI ごみナビ」アプリの導入〔参考資料 1-1〕 イ 赤碕地域コミュニティセンター ZEB 化改修事業〔参考資料 1-2〕 ウ 一般廃棄物処理量推移〔参考資料 1-3〕 ② 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況〔資料 2・参考資料 2-1〕 ③ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況〔資料 3・資料 1(P2)〕 ④ 真庭市くらしの循環センター（愛称：まにくるーん）〔資料 4〕 ・ バイオマス発電（生ごみ等）の視察時期

1. 会議の要点

主な結論・決定事項

- ・ 環境基本計画（第 3 次）令和 7 年度年次報告書（案）は概ね了承。ただし達成困難な数値目標（リサイクル率 50%等）は次期計画で現実的な水準へ見直すこととした。
- ・ 基準年のない指標（遊休農地の解消等）は、誤解を招かないよう報告書上の記載方法を修正・削除することとした。
- ・ 真庭市「くらしの循環センター」への視察を、10 月頃を目処に町のバスを利用して実施する方向で調整することとした。

2. 会議の目的と背景

2-1. 目的

- ・ 令和 8 年度第 1 回の環境審議会として、令和 7 年度の各種環境計画の実績報告・評価、及び令和 8 年度の新規取組等を審議・共有する。

2-2. 背景・経緯

- ・環境基本計画の進捗を項目報告に留めず「年次報告書」として整理・公表することとし、その案を諮る必要が生じた。
- ・環境基本計画の年次報告書は、達成困難な数値目標や表記方法など、次期計画に向けた見直しの論点も共有された。

3. 議題と概要

区分	議題	概要
報告	環境パトロール・ふるさと広域連合	6月に槻下・浦安でプラスチック回収パトロールを実施（石亀委員参加）。ふるさと広域連合の使用料改定審議会に田中副会長が出席。
協議①	環境基本計画 年次報告書（案）	令和7年度実績の○、△、×の評価。令和8年度は、新たにAIごみナビ導入、赤碕地域コミュニティーセンターZEB化改修等を事業実施予定。
協議②	実行計画（事務事業編）進捗	役場庁内のCO2排出量、電気・燃料・紙使用量等の実績を報告。
協議③	実行計画（区域施策編）進捗	自治体排出量カルテ（令和5年度最新）により町全体のCO2排出量の推移を報告。
協議④	真庭市くらしの循環センター視察	生ごみ・し尿等のバイオマス発電施設への視察提案（10月頃）。

4. 結論・決定事項

4-1. 決定事項

- ・年次報告書（案）は概ね了承。達成困難な数値目標（リサイクル率50%等）は次期計画で現実的な水準へ見直す。
- ・基準年のない指標（遊休農地の解消等）は、報告書上の記載方法を修正・削除する。
- ・真庭市「くらしの循環センター」への視察を10月頃に町バスで実施する方向で調整する。

4-2. 継続審議・保留事項

- ・次期環境基本計画等における、現実的で妥当な数値目標の再設定。
- ・一般廃棄物（生ごみ）と産業廃棄物（家畜ふん尿）の混合処理の実現可能性に関する法的・経費面の課題整理。

5. 議論の詳細

5-1. 主な論点

- ・【目標評価の考え方】基準年がないのに現状が目標を上回る項目に○が付く評価基準や、リサイクル率 50%目標の根拠に疑問が示された。
- ・【PFAS 検査】バイオマス発電で下水汚泥等を利用する場合の PFAS の懸念について質問があった。
- ・【一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理】生ごみと家畜ふん尿の同時処理に係る法的制約・経費負担の課題が指摘された。
- ・【集団回収量の減少】紙類の集団回収量が減少傾向にあり、新聞未購読世帯の増加や店舗回収ボックスへの直接持込みが要因である可能性が推測された。

5-2. 主な質疑応答

質問（委員）	回答（事務局・会長）
町からの再生可能エネルギー導入の補助制度は。	県補助を活用し個人住宅の太陽光（R8；最大 18 万円）・蓄電池（R8；最大 40 万円）設置を支援。
町外事業者の倒産時に放置される懸念はないか。	倒産時は電力網から切り離され、放置リスクは通常の建物と同じ。国の方針でも蓄電池の需要は高まっている。
基準年のない項目で現状が目標を上回るのに○となる評価基準は。リサイクル率 50%の根拠は。	啓発普及等は実施をもって○とし、遊休農地は毎年度設定する単年度目標に対する達成度で評価。誤解を招くため令和 9 年度目標値の記載は取り下げる。リサイクル率は国基準（セメント原料化等を含む）で算定。他自治体のリサイクル率からも 50%は現実的に厳しく見直しが必要。 次期計画においては、定量的な評価を積極的に検討する。
下水汚泥の PFAS の検査はしているか。	下水汚泥に含まれる PFAS の検査は、現在、法令等の義務でないため未実施。 水道水は今年度から PFAS 検査が必須。河川は過去に消火剤流出のあった馬込川で今年度は検査を実施予定。

6. 備考・特記事項

- ・委員改選により大山乳業農業協同組合から山本文彦委員が新任。オブザーバーとして東伯農業改良普及所長が 4 月に岸本真幸所長へ交代し、いずれも新任挨拶があった。
- ・事務事業編では、電気使用量は基準年(令和 4 年度)比+8.6%（専用水道の町移管によるポンプ増設等が要因）だが、非化石証書反映後の CO2 排出量は 2013 年度比▲80.4%で最終目標(62.2%削減)を達成。
- ・役場の紙使用量は電子決裁・タブレット導入等により削減（コピー用紙は令和 4 年約 500 万枚→令和 7 年約 350 万枚）。